

# 総務委員会速記録第九号

2016年9月27日

## 出席議員 十五名

委員長 加藤 雅之君	おときた駿君	中山 信行君
副委員長 西沢けいた君	まつば多美子君	曾根はじめ君
副委員長 柴崎 幹男君	木村 基成君	秋田 一郎君
理事 石川 良一君	大場やすのぶ君	欠席委員 なし
理事 鈴木 隆道君	近藤 充君	
理事 清水ひで子君	新井ともはる君	

## 出席説明員

<b>政策企画局</b>	局長 長谷川 明君	訟務担当部長 江村 利明君
	外務長 水越 英明君	復興支援対策部長 菊地 俊夫君
	次長理事兼務 潮田 勉君	復興支援調整担当部長 松崎 浩一君
	理事報道担当部長事務取扱 浜 佳葉子君	被災地支援福島県事務所長兼務 行政改革推進部長 佐々木秀之君
	理事 松下 隆弘君	自治制度改革推進担当部長兼務 都政改革担当部長 池上 晶子君
総務部長オリンピック・パラリンピック調整担当部長兼務	小池 潔君	都政改革担当部長 小笠原雄一君
	調整部長 山下 聡君	情報通信企画部長 久原 京子君
	政策担当部長 小久保 修君	情報政策担当部長 後藤 啓一君
	政策担当部長 西坂 啓之君	人事部長 栗岡 祥一君
	政策担当部長 古屋 留美君	労務担当部長 村岡 教昭君
	政策担当部長 田尻 貴裕君	主席監察員 安藤 博君
	技術政策担当部長 森 高志君	行政部長 西村 泰信君
戦略広報担当部長政策担当部長兼務	小沼 博靖君	多摩島しょ振興担当部長
	海外広報担当部長 川崎 卓君	大島災害復興対策担当部長 山口 真君
	渉外担当部長 佐藤 直樹君	事業調整担当部長兼務
国家戦略特区推進担当部長	山本 博之君	区市町村制度担当部長 小菅 政治君
	計画部長 小室 一人君	総合防災部長 梅村 拓洋君
	外務部長 横山 英樹君	防災計画担当部長 小林 忠雄君
	都市外交担当部長 角南 明彦君	防災対策担当部長 和田 慎一君
	国際事業担当部長 梅田 弘美君	統計部長 伊東みどり君
<b>青少年・治安対策本部</b>	本部長 廣田 耕一君	人権部長 箕輪 泰夫君
総合対策部長オリンピック・パラリンピック調整担当部長兼務	延與 桂君	<b>選挙管理委員会事務局</b>
	青少年対策担当部長 稲葉 薫君	局長 福田 良行君
	治安対策担当部長 臼井 郁夫君	<b>人事委員会事務局</b>
		局長 松山 英幸君
<b>総務局</b>	局長 多羅尾光睦君	任用公平部長 矢岡 俊樹君
	危機管理監 田邊揮司良君	試験部長 森山 寛司君
	次長理事兼務 榎本 雅人君	審査担当部長 小澤 達郎君
総務部長企画担当部長首都大学調整担当部長	小暮 実君	<b>財務局</b>
尖閣諸島調整担当部長		局長 武市 敬君
オリンピック・パラリンピック調整担当部長兼務	榎本 雅人君	経理部長 十河 慎一君
次長理事兼務		オリンピック・パラリンピック調整担当部長兼務 財産運用部長 中村 倫治君

## 本日の会議に付した事件

陳情の取り下げについて

青少年・治安対策本部関係

第三回定例会提出予定案件について(説明)

- ・東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

選挙管理委員会事務局関係

第三回定例会提出予定案件について(説明)

- ・地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき専決処分した平成二十八年度東京都一般会計補正予算(第一号)の報告及び承認について

人事委員会事務局関係

陳情の審査

- (1)二八第四八号 都正規職員採用試験における障がい者雇用のための合理的配慮を求めることに関する陳情

総務局関係

第三回定例会提出予定案件について(説明)

- ・東京都知事の給料等の特例に関する条例
- ・特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- ・市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- ・公立大学法人首都大学東京に対する出資について
- ・公立大学法人首都大学東京定款の変更について
- ・東京都人権プラザ本館の指定管理者の指定について

報告事項(説明)

- ・平成二十七年度公立大学法人首都大学東京業務実績評価について

陳情の審査

- (1)二八第四六号 都庁舎等における都旗・国旗の掲揚及びこれに対する敬礼等を求めることに関する陳情
- (2)二八第四九号 職員給与及び議員報酬等の限時的な削減による被災地支援を求めることに関する陳情
- (3)二八第五一号 地方議会議員による役所庁舎等での政党機関紙の販売等の禁止を求めることに関する陳情
- (4)二八第五二号 公文書等の元号の使用廃止等を求めることに関する陳情

政策企画局関係

報告事項(質疑)

- ・知事の海外出張に係る旅費、知事の公用車の運用及び知事在任中の政治資金収支報告書等について

陳情の審査

- (1)二八第五六号 都知事に対する疑義の解明に係る百条委員会の設置等を求めることに関する陳情
- (2)二八第六三号 舛添要一都知事への辞職要求に関する陳情
- (3)二八第六五号 旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地の活用に関する陳情
- (4)二八第六七号 日本国憲法の改正に反対することに関する陳情
- (5)二八第六八号 正しい選挙のため憲法改正案を国民に告知することを求める意見書の提出に関する陳情

## 石川委員

私の方からは意見表明を行いたいと思います。

週刊誌の報道がきっかけとなり、舛添知事に対する、海外渡航の際の高額なファーストクラスの利用や、一泊十九万円もする宿泊費や、湯河原の個人別荘への、毎週末、年間四十九回にも上る公用車の使用の問題、そして政治資金による家族旅行や美術品の購入など、多くの公私混同疑惑が持ち上がりました。そして、公私混同疑惑から公私混同問題へと、本総務委員会の集中審議を通じて拡大を遂げたわけであります。

特に、木更津のホテル三日月で、二〇一三年と二〇一四年の正月に家族で宿泊し、その費用を会議費として、税金の政党交付金を含む政治資金から支出していることが明らかになりました。

記者会見で、知事は二〇一四年に事務所関係者らと会議をしていたと答えていますが、その後、出版社の社長一人であったと答えを変えました。しかし、元新聞記者で出版社社長との会議について説明責任を果たすことなく、真相不明のまま辞職するに至ったわけであります。

都民の税金を一円たりとも無駄にしないという言葉とはかけ離れた豪華な海外出張、大災害のおそれがあるときなど素早く都庁の防災センターに駆けつけなければならない職責を負いながら、毎週末、公用車で遠く離れた別荘のある湯河原通い、舛添知事の一般常識からかけ離れた政治資金の使い方や、知事としての常識を逸脱した行動に対して批判が集中し、都民の信頼を大きく損なうに至ったわけであります。

猪瀬知事に続き、舛添知事も、政治と金の問題で都民の信頼を失い、辞職をしたことは、都民にとっても痛恨のきわみといわざるを得ません。このようなことを二度と繰り返してはなりません。政治家、特に権限、責任の重い首長は、政治倫理を高めるための不断的な努力が求められるわけであります。このことを実現するために、都政改革本部、そして都議会においても議論を深め、改革に結びつけていかなければならないわけであります。

一方、今回の舛添知事の公私混同問題の根本原因の一つは、政治資金規正法が、政治活動という冠をつければ、お金の支出については何の制限もなく使用できる、いわゆるざる法であることが明らかになりました。

政治資金規正法は、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断的な監視と批判のもとに行われるようにすると、基本理念の中で述べられております。政治資金を支出する際は、領収書等のほか、根拠となる書類の具備を求めるとともに、収支報告書への詳細な記載を必要とする法律改正が必要と考えます。国に対して、政治資金規正法の改正を強く求めておきたいと思っております。

以上で意見といたします。

## おときた委員

私の方からも、まず冒頭、他の委員から指摘が相次いでおりますが、やはり、この総務委員会の集中審議に当たりまして皆さん各会派から出た資料要求が不十分な形で返ってきている。特に、舛添前知事にかかわる個人のはほとんど返ってきていないという状況に関しては、甚だ遺憾の気持ちを覚えております。

今回の集中審議で一区切りとするのではなくて、我々委員会としても、また都議会としても、事あるごとに機会を設けて、この舛添前知事にかかわる政治資金や疑惑の問題については取り上げていかなければいけないということを強く申し上げておきたいと思っております。

そして、私の方から資料要求させていただきました、まず、東京韓国学校への都有地貸与について幾つか確認をさせていただきたいと思っております。

この韓国入学校への都有地貸与というものは、舛添知事が都市外交の一環として韓国に行かれた際に、朴大統領と会談をして、その際のお約束がきっかけで始まったものと認識しております。

韓国との都市外交、親善の活動というのは誰も否定するものではありませんし、円滑な関係を築くということに関しては、非常に社会的意義があることであると思っております。

一方で、この都有地の貸与という話は、都民にとってみれば降って湧いた話、都知事が、ある意味、勝手にまとめてきてしまった話とも受け取られかねない経緯があったわけでございます。地元住民の方にも、私も何人もヒアリングをさせていただきましたが、やはり、自分たちの地元我突然韓国入学校が来るということに対しては戸惑い、決して嫌だということではなくて、どうしてなのか、なぜここなのか、いつからなのか、そういったことが説明されないままに物事が進んでいくことに大変な不安を覚えている状況でございます。

そこで、私といたしましても、都議会文書質問や一般質問等を通じて、なぜここに必要なのか、入学者、入学希望者の推移であるとか、手狭であるとするれば、その合理的な理由があるのではないかということを質問させていただきましたが、数字としては、ついで合理的な根拠というのが示されないまま物事が進んでいくような印象を強く覚えておりました。

そこで今回、私の方は、都有地貸与を検討した経緯の記録について全てという形で、集中審議において資料要求を出させていただきました。この資料を見ると、韓国大使館とのやりとりが記録をされております。

内容については、外交機密にかかわることなので、ある程度、黒塗りになることも理解できるのですが、差し支えない範囲で、どのようなやりとりが行われていたのか、その要旨についてお伺いをいたします。

## 石川委員

私の方からは意見表明を行いたいと思います。